

改 正 案

現 行

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。

別表 第一～第四（略）

別表 第一～第四（略）

	(一)	令第八十一条	第二項	第一号	イに規定する	保有水	平耐力	計算に	より安	全性を	確かめ	物た建築	区分	(い)	共通事項	(略)	図書の種類	(ろ)	(略)	審査すべき事項	(は)	(略)	判定すべき事項	(に)	(略)	(略)	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。	平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第二項第二号に定める構造方法が使用されている場合にあつ

(四)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	ては、その検討 内容が明記され ており、それら が適切であるこ と。
(略)	ては、その検討 内容が明記され ており、それら が適切であるこ と。

(四)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	